

一般社団法人日本販売士協会定款

平成 23 年 4 月 1 日登記

平成 24 年 6 月 7 日改正

令和 6 年 6 月 11 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本販売士協会（英文名 The Japan Association of Retail Sales and Management Specialists）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、販売士の資質向上と小売・流通業従事者の能力開発の増進による社会的地位の確立、リテールマーケティング（販売士）検定試験制度の普及振興及び各地販売士協会の連絡調整に関する事業を行い、もってわが国小売・流通業の健全な発展と消費者サービスの向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 販売士の資質向上のための講習会、研修会等の開催又はあっ旋
- (2) 販売士の資格更新及び養成に関すること
- (3) 販売士の社会的地位確立のための調査及び啓蒙
- (4) リテールマーケティング（販売士）検定試験制度の普及振興
- (5) 販売士養成講習会等の講師の養成指導
- (6) 機関誌の発行及びホームページによる広報
- (7) 各地販売士協会の設立及び運営に関する指導
- (8) 各地販売士協会のセミナー等に対する助成
- (9) 各地商工会議所等の販売士養成講習会及び資格更新講習会に対する助成
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、全国各地を対象に行うものとする。

(定義)

第 5 条 販売士とは、日本商工会議所及び各地商工会議所又は全国商工会連合会及び都道府県商工会連合会が共同して実施するリテールマーケティング（販売士）検定試験の合格者として認定を受けた者をいう。

第 3 章 会員

（法人の構成員）

第 6 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した販売士協会
 - (2) 特別会員 本会の目的に賛同して入会した商工会議所、商工会連合会及び全国規模の関係団体
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、協力しようとする者。ただし、登録講師は、別に定める研修を修了した者
- 2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員とする。

（入会）

- 第 7 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、賛助会員のうち、個人及び法人を除く。
- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者 1 名（以下、会員代表者という）を定め、届け出なければならない。
 - 3 会員代表者を変更した場合、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

（会費）

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しなかったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前条によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、正会員及び特別会員（以下、社員という）をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使等)

第20条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面(電磁的記録を含む)をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面(電磁的記録を含む)を会議ごとに議長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により議決権を行使する社員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した社員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会において、社員（会員代表者）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては 5 名、監事にあつては 1 名を限度として、社員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐する。
- 3 専務理事は、本会の業務を総括する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、法人法で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(最高顧問、顧問及び参与)

第 29 条 本会に、最高顧問、顧問 10 名以内及び参与 10 名以内を置くことができる。

- 2 最高顧問は、本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 最高顧問は、本会の運営上の重要事項に関して会長の諮問にこたえ、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 5 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問にこたえ、又は会長に対して意見を述べる。
- 6 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問にこたえる。
- 7 最高顧問、顧問及び参与の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 最高顧問、顧問及び参与は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長に当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に理事会を開催できない場合においては、当該事業年度の開始の日から 2 ヶ月以内に理事会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、理事会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告

（剰余金）

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

（収支差額の処分）

第40条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（借入金）

第41条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において議決権の3分の2以上の決議を得るものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって変更することができる。

（解散）

第43条 本会は、法令で定められた事由により解散するほか、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において総社員の議決権の4分の3以

上に当たる多数をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(委員会)

第46条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

(事務局)

第47条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という）第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は大島博とする。
- 3 整備法第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。